

令和6年度 藍住東中学校における部活動の活動方針

令和6年4月
藍住町立藍住東中学校

1 本方針策定の趣旨等

(1) 部活動の意義

学校の部活動は、スポーツ・文化に興味・関心のある同好の生徒が、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上、芸術文化や文化遺産に親しむ機会を充実させるとともに、豊かな感性と情操、コミュニケーション能力の向上や、生徒同士また生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義が大きい。

(2) 部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年3月公示）第1章―第5―1―ウに次のように位置付けられている。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(3) 本方針策定の趣旨

本方針は、平成30年3月、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年4月、徳島県教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」、平成30年9月、藍住町教育委員会が策定した「藍住町立中学校における運動部活動の方針」、また、平成31年4月、徳島県教育委員会が策定した「文化部活動の在り方に関する方針」に則り、「藍住東中学校における部活動方針」を策定することとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、本方針に基づき、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「部活動方針」という。）を策定し、活動方針を文書や学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ② 部活動顧問は、各月の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）等を作成し、前月の25日までに校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

- ② 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③ 校長は、各部活動の活動内容を把握し、生徒が有意義かつ安全に部活動を行えるよう常に監督・指導する。
- ④ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付 29文科初第1437号）」「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和2年9月スポーツ庁）を踏まえ、法令に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、平成30年4月、徳島県教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」、平成30年9月、藍住町教育委員会が策定した「藍住町立中学校における運動部活動の方針」、また、平成31年4月、徳島県教育委員会が策定した「文化部活動の在り方に関する方針」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ態度の基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう配慮する。競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入や短時間での効果的な指導法の研究に取り組む。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ③ 校長及び部活動顧問は、熱中症事故防止対策として、気象情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件(時間、場所、内容等)に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や、延期、見直し等も含め柔軟に対応を検討する。活動中は、こまめに水分や塩分の補給を行い、休憩を取るとともに健康観察などの健康管理を徹底する。
- ④ 校長及び部活動顧問は、インフルエンザをはじめとする様々な感染症対策として、体調に不安のある生徒は参加させないことを徹底する。活動終了後は速やかに下校させることについて、特に指導を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

① 学期中の平日については、毎週月曜日を休養日とする。なお、学校行事等により、休養日を変更する場合もある。

土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。

② 長期休業日中については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定

① 1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度とする。学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。

② 早朝練習については、駅伝に係る練習のみ平日の月曜日を除く日に、7時20分からの30分程度で行うこととする。（陸上部以外の生徒は、放課後に各部の練習があり、駅伝練習は早朝練習しかできないため。）

③ 部活動後の下校完了時刻は、年間通して午後6時30分とする。ただし、金曜日は午後6時とする。

5 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

① 校長は、徳島県が、全国と同様に生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、中学2年生女子の1週間の運動時間が0分の割合が1割を超えていること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、女子や障がいのある生徒等も含め、生徒の多様なスポーツニーズを考慮し、それに対応した活動を行うことができる運動部を、可能な範囲で設置する。文化部については、部活動が自主的、自発的な参加に基づくものであり、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的ニーズを踏まえ、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

(2) 地域・保護者等の連携

① 校長は、藍住町教育委員会と連携し、生徒の部活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、地域の芸術文化関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における部活動環境の整備を進める。

② 校長は、藍住町教育委員会と連携し、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、部活動環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、運動部・文化部が参加する大会等の全体像を把握し、大会や地域の行事、催し物等の参加について、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないよう考慮し、部活動が参加する大会等や地域の行事等を精査する。

7 中学校部活動の地域移行に向けて

校長は藍住町部活動地域移行推進協議会への意見具申や課題解決のための具体的な方向性についての提案を行い、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取組になるよう進めていく。令和6年度は剣道部に部活動指導員を配置し、次のとおり業務に従事させる。

○勤務内容等について

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具及び施設の点検管理
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 事故が発生した場合の現場対応と学校への緊急連絡
- (7) その他校長が事業遂行に必要と認める事項

○勤務時間等について

月30時間を目安に、年間360時間以内の勤務。

平日2時間、休日3時間程度。

勤務日は学校と要相談。